

特定震災特例経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 11 条第 4 項の規定により適用される同法第 33 条第 1 項)

平成 28 年 6 月



相 双 五 城 信 用 組 合

特定震災特例経営強化計画 目次

第1 前経営強化計画の実績についての総括	・・・	1
（1）経営環境		
（2）前計画期間（平成23年4月～平成28年3月）における取組み状況		
（3）資産負債の状況		
（4）損益の状況		
第2 特定震災特例経営強化計画の実施期間	・・・	9
第3 経営指導契約の内容	・・・	10
（1）契約期間		
（2）指導及び助言		
（3）報告の提出		
（4）モニタリング及び監査		
第4 損害担保契約の内容	・・・	10
第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・	11
（1）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策		
（2）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策		
（3）被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策		
（4）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策		
（5）経営基盤の充実のための方策		
（6）人材育成のための方策		
第6 全信組連による優先出資の引受に係る事項	・・・	25
（1）優先出資の金額・内容		
（2）金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法		
第7 剰余金の処分の方針	・・・	26
第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・	26
（1）経営管理に係る体制及び今後の方針		
（2）業務執行に対する監査または監督の体制及び今後の方針		
（3）与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針		

第1 前経営強化計画の実績についての総括

(1) 経営環境

当信用組合は、平成24年1月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第11条に規定する震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じ160億円の資本支援を受け、資本の増強を図り、特定震災特例経営強化計画を策定し、地域に密着した金融機関として東日本大震災からの復旧・復興に向け全力で中小零細事業者・個人の皆様に対し積極的な信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に取り組んで参りました。

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合と平成25年11月25日に合併し、被災地の地域金融機関としてより一層、被災地域の復旧・復興、地域の皆様の生活向上に貢献し、地域にとってなくてはならない信用組合を目指して参りました。

当信用組合の営業地区におきましては、震災からの復旧・復興に向け強い意志を持ち緩やかながらも着実に前に進んでいることが感じられ、公共工事が増加を続けているほか、住宅投資も高水準で推移し、県内景気も着実な持ち直しが感じられるものの、現在においても、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定（一部解除により立入可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響を現在も受けております。

このため、原発事故の避難地域においては、行政と常に連絡を取り合い、休止事業者の事業再開に向けたサポートを行い、避難地域以外の地域においては、東電からの賠償金終了後の事業者の今後の動向（事業廃止・事業再生・事業承継等）についてサポートを行う等、各地域における現況の事業環境や将来性等に即した具体的かつ明確な戦略を打ち立て実践しております。

また、各施策の確実な遂行と地域への十分な貢献を実現するため、組織力・人材の強化を図っております。

(2) 前計画期間（平成23年4月～平成28年3月）における取組み状況

① 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策に対する実績

ア. 信用供与の実施に係るシステムの活用

当信用組合は、地域に密着した金融機関として、これまで培って参りましたお客様との信頼関係や、個別訪問による震災後の蓄積情報等を基本に、信用リスク管理システムを活用した取引方針の検討、速やかな経営分析及び与信判断を行い、融資推進を図るとともに、財務規模の小さい中小零細事業者の強みや弱みを見極め、サポートを行っており、特に必要と判断した与信先について、顧問契約を結んでいる中小企業診断士の常時訪問による経営指導を行って参りました。（経営改善支援取組先：平成23年度から平成25年度まで60先、平成26年度33先、平成27年度46先）

イ. 経営改善支援委員会の設置

当信用組合では、信用供与の円滑化を図るため、融資部を中心としたスタッフで経営改善支援委員会（現在4名体制）を設置しております。

平成24年4月以降においては、同委員会を毎月開催し、経営改善計画書を徴求した大口の債務者につきまして、常時営業店の管理職が訪問し、進捗状況を管理するとともに、経営改善支援委員会においてその内容を精査し、改善が遅れている項目の指導提案やコスト削減等の管理指導を行って参りました。

また、条件変更実行先について、大口先（貸出残高4千万円以上：21先）は四半期ごと、中口先（同1千万円以上4千万円未満：27先）は年次ベースで、それぞれ期中管理表により管理しているほか、小口先（同1千万円未満：46先）は決算書更新の都度、業況管理を行って参りました。

さらに、震災及び原発事故後の影響による所得申告がなされていないお客様は大分減少したとはいえ、原発事故の避難により止む無く事業活動を休止されているお客様や、旧避難地域を含め暫定的な猶予措置の経緯から所得申告が未済のお客様におきましても、担当部署管理課、審査課と営業店が協議し、経営改善支援委員会にて協議把握に努めるなど復興に向けた融資や再生支援等への取組みを行って参りました。

ウ. 休日融資相談会の実施

窓口営業時間に来店されることが困難なお客様のために、個別訪問活動や夜間融資相談会を実施して参りました折に、休日の融資相談機会を求める声が多く寄せられましたことから、平成24年6月より夜間融資相談会に代えて、月2回午前9時から午後5時まで、顧客利便性向上の観点より休日融資相談会を開催することといたしました。また、その後のお客様の来店動向を踏まえ、実施店舗の見直しを図り、平成27年4月からは本店、原町支店、岩沼支店にて休日融資相談会を実施しております。

なお、平成24年12月から平成28年3月までの相談会での相談受付件数は494件、融資実行は131件の1,266百万円となりました。

エ. 相談所の設置

当信用組合では、双葉郡からの避難者対応のため会津若松市、二本松市にそれぞれ相談所を開設し、復旧・復興等にかかる相談業務及び預金業務の取扱いを継続実施しておりますほか、お客様の強い要望により、いわき相談所を支店に格上げし、住宅建設費用やマイカー購入費用等の復興に伴う資金需要に積極的に対応いたしました。

また、返済方法の変更等の条件変更に係る相談を積極的且つ継続的に対応して参りました。

なお、相談所開設後の相談件数につきましては、会津若松相談所1,387件、

二本松相談所 492 件、いわき支店（旧いわき相談所）968 件となりました。

オ. 戦略的営業活動の展開

ア. 地域に密着した営業活動の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在においても、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定（一部解除により立入可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響を現在も受けております。

一方、津波による被災地では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上げ、また、移転候補地が決まるなど徐々に復興が進んでいる状況であり、住宅ローンのニーズも発生していることから、被災した個人の方への個別訪問活動を実施したほか、事業者の方へは、毎週水曜日を事業所開拓専門日（集金等を行わず開拓に特化）として重点的に訪問するなど、フェイス・ツー・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進して参りました。

地域別の震災復興状況に合わせ、平成 27 年 4 月より、休日融資相談会を本店、原町支店、岩沼支店の 3 店舗に集約のうえ開催し、被災者支援や地域に密着した営業基盤構築のため事業所や個人宅（平成 27 年 4 月～9 月は岩沼市、10 月～11 月は亘理町〈宮城県〉）を訪問する人員の増加（休日融資相談会対応者以外の職員）を図り活動を強化して参りました。

イ. 営業エリアの拡大

当信用組合では、宮城県南部に避難されている方々への手厚いサポートが可能となることなどから、同地域へ営業エリアを拡大いたしました。同地域におきましては、宮城県の新店舗第 1 号となる亘理支店（亘理郡亘理町逢隈地区）を平成 25 年 7 月 3 日に開設いたしました。

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合（本店所在地：宮城県柴田郡大河原町）と、平成 25 年 11 月 25 日に合併いたしました。この合併を機に、被災地の地域金融機関としてより一層、被災地域の復旧・復興、地域の皆様の生活向上に貢献し、地域にとってなくてはならない信用組合を目指しております。

ウ. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため、東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資商品「SSサポートプラスワン」等を提供しております（平成 28 年 3 月末現在の「SSサポートプラスワン」の取扱実績：63 件 57 百万円）。

カ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

当信用組合は信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して推進しており、その結果による格付に基づき信用枠を設けるなど、担保または保証に依存しない融資を実践して参りました。そのために経営者保証GLの営業店への周知徹底を継続しており、格付及び資金計画の妥当性により、担保に依存しないよう融資審査を実施、結果、担保以上の融資枠として取り組んでおります。

② 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策に対する実績

ア. 被災者への信用供与の状況

東日本大震災による当信用組合の信用供与先の被害は甚大であり、津波や地震による建物・店舗等の全半壊、原発事故による風評被害や企業活動休止による収入減、さらには、原発事故での避難等による被害などがあり、全与信先を対象として、訪問や電話連絡等により被災状況を確認した結果、判明した被害状況は、1,703先、15,752百万円となっております。

こうした中、当信用組合では、被災者の現況を適時把握し、被災者の復興支援に取り組んだ結果並びに東京電力(株)からの賠償金による回収により、平成28年3月期の上記被災者にかかる被害状況は367先4,154百万円まで減少いたしました。

しかしながら、震災の発生から5年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いていることから、引き続きニーズの発掘に努め被災者の復興支援に取り組んで参ります。

イ. 被災信用供与先への対応

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から5年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

ウ. 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合におきましては、合併により店舗数が14店舗となりましたが、東日本大震災に伴う原発事故の影響により現在も浪江・大熊・富岡支店の3店舗が臨時休業を余儀なくされております。

また、当該地域から避難されたお客様の状況等に鑑み、会津若松市・二本松市にそれぞれ相談所の継続営業を実施しており、各種ご相談に応じております。

さらに、営業エリアを拡大した宮城県亘理町に平成25年7月に亘理支店を

開設し、宮城県方面に避難しているお客様の利便性向上も図り、平成 25 年 11 月の合併後においては、大河原・岩沼・蔵王支店と仙南地区の店舗が増えたことから、仙南地区における月 2 回日曜日に職員によるローラー活動を行い、新規顧客の拡大による基盤拡充を図って参りました。

エ. 震災復興に向けた新商品の提供

a. 事業者向け復興融資

当信用組合では、事業者への信用供与につきましては、福島県の緊急経済対策公的支援制度の融資である「ふくしま復興特別資金」等を活用するほか、避難されたお客様への訪問等を通じ、各事業者の置かれた状況をきめ細かく把握し、事業再開の相談等に真摯に対応することで、復旧・復興に向けた資金ニーズの把握に努めております。特に「そうごしんくみ復興特別資金」及び「そうごしんくみ復興アパートローン」の取扱いについては、お客様の融資ニーズにお応えするため、一定の限度額を設けながら延長し、平成 29 年 3 月末まで引き続き資金提供して参ります。

「そうごしんくみ復興アパートローン」は、津波による自宅等被害を受けた方々の仮設住宅離れによるアパートの需要や、復興事業従事者の宿泊施設需要が多く、現在も南相馬市以北の福島県内や宮城県営業エリアのアパート建設資金として提供しております。

なお、平成 28 年 3 月期までの「そうごしんくみ復興特別資金」の取扱いは 96 件 1,316 百万円、「そうごしんくみ復興アパートローン」の取扱いは繋ぎ資金の実行額を含め 264 件 14,040 百万円となっております。

b. 被災者向け住宅ローン

当信用組合では、住宅の再建支援策として、平成 23 年 9 月に金利を優遇した災害復旧住宅ローンの取扱いを開始いたしました。

平成 24 年度以降は、相馬市・新地町による土地買取価格の調整が図られたほか、平成 26 年度以降は、相馬市・南相馬市の防災集団移転促進事業が促進され、平成 28 年 3 月期までの当信用組合に対する土地買上げ代金振り込みは、累計 465 件：3,281 百万円に達するとともに、平成 28 年 3 月期までの災害復旧住宅ローン実行累計は 220 件：4,156 百万円まで進捗するなど、被災者の復旧の一助を担って参りました。

c. 被災者への生活支援融資

当信用組合では震災後被災者の生活支援のため、震災により自宅や車等が流失する損害を受けたお客様へのマイカー、リフォーム資金等の無担保の融資商品「そうごしんくみ災害復旧ローン（正式名称「東日本大震災復旧ローン」）」を平成 23 年 9 月より取扱開始し対応して参りました。

さらに顧客状況に合わせた柔軟なプロパー型消費者ローン「ナイスローン I・II」を平成 26 年 8 月より取扱開始し、無担保ながら低利の金利設定

を図って参りました。

オ. 被災したお客様の事業再生・事業承継へ向けての支援

a. 事業再生に対する支援

東日本大震災の影響を受けたお客様の実態につきましては、震災以降、個別訪問の頻度を高めるなど、日々の渉外活動を通じた状況把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた態勢を整えて参りました。

支援先に対しては、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士を活用した支援（258件）、福島県産業振興センターの専門家派遣事業を活用した専門家派遣支援（53件）、よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援（8件）などにより経営上抱える問題の解決に取り組み、経営改善計画書の作成支援を実施して参りました。

b. 事業承継に対する支援

・事業承継支援の取組み

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者の中には東日本大震災の被害から経営者の交代を余儀なくされ、あるいは震災を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の承継を検討される先があるものと想定されることから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と連携して提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢を整えて参りました。

c. 中小企業再生支援協議会との連携

当信用組合は、中小企業再生支援協議会との連携を強化し、同協議会を通じ外部の専門家の様々な知識・経験を活用することで、被災された中小規模事業者の事業再建に資する取組みを推進して参りました。現在、福島県におきましては「福島県産業振興センター」に窓口が一元化されており、常時情報交換を行っております。

d. 事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

当信用組合は、福島県産業復興相談センターと連携を図りながら被災された中小企業者・小規模事業者の状況に応じた支援を実施するため、同センターを相談窓口として積極的に活用し、平成27年度までの相談件数は7件となりました。

・「福島産業復興機構」

当信用組合は、被災したお客様の迅速な事業再開を通じた被災地域の

復興を図るため、平成 23 年 12 月に福島県、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県内金融機関との共同出資により設立した「福島産業復興機構」に有限責任組合員として資本参加しており、地域復興に向けた金融面からの取組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について、同機構の活用を検討し、事業再開や事業再生を支援する体制を整えて参りました。

平成 27 年度までの同機構による支援決定は 5 件（うち 4 件買取、1 件当組合で独自支援）となりました。

・「東日本大震災事業者再生支援機構」

東日本大震災事業者再生支援機構の特性を考慮し、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会をご提供できるよう日々の営業活動において状況把握に努めており、同機構の積極的な活用を本部、営業店と連携して推進して参りました。

なお、当組合融資先の債権買取が完了した先は平成 27 年度までに 3 先となりました。

・「しんくみ리카バリ」

信用組合業界では、業界専用の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」を設立して、地域の中小企業の再生と活性化に向けた取組みを進めて参りましたが、実績はありませんでした。

なお、福島県内の中小企業を対象とした再生ファンド「うつくしま未来ファンド」、地域活性ファンド「6次化事業体（合弁会社）」及びファンドが必要な成長資金を供給し、形成困難であった異業種との強力な結びつきを、ファンドによる戦力的連携により実現させることを目的とした「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」に参加し、事業再生支援に向けた態勢の充実に努めて参りました。

e. 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理への対応につきましては、パンフレットを持参しながら個別訪問により丁寧な説明を心掛けて周知を図って参りました。平成 27 年度までの同意済は 2 先となっております。

③ その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策に対する実績

ア. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化

当信用組合では、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、毎週水曜日には各営業店の得意先係が事業所開拓を集中的に実施しており、業務推進と共に事業転換、第2創業

等の情報収集に努めております。さらに、対象先へは当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と本部担当者、営業店担当者の帯同訪問により、ものづくり補助金申請等のアドバイスを実施して参りました。

併せて、創業または新規事業の開拓に対する支援に関する各種団体の研修・説明会等へ積極的に職員が参加して参りました。

イ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化

当信用組合では、原発事故の影響を受け、地域復興が不透明でさらに長期化することが見込まれるなか、中小規模事業者が抱える経営問題が時々刻々と変化しており、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、顧問契約を結んでおります中小企業診断士の随時訪問による経営指導及び他の支援機関と連携を図り、専門家派遣等を行って参りました。

また、お客様の東日本大震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画についての提案・助言等についても経営改善支援事業を通じ積極的に実施して参りました。

ウ. 早期の事業再生に資する方策

当信用組合は、日々の渉外活動において経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握に加え、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努めており、お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や「福島県産業復興相談センターの各種専門家派遣」、「中小企業再生支援協議会」、「よろず拠点」との連携のほか、中小企業基盤整備機構との連携も図り中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、さらには支援するための態勢を構築して参りました。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様についても経営改善支援委員会により中小企業診断士を擁して事業再生に向けた支援実施を指示して参りました。

エ. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者の中には東日本大震災及び原発事故に伴う影響、あるいは経営者の高齢化等により代替わりを考えている方がおり、事業の承継を検討している方の相談に乗り、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当該事業者の税理士及び当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と連携して提案から実行まで、一貫した事業承継支援を実

施して参りました。

(3) 資産負債の状況

① 預積金

預積金は、津波被災地の土地買い上げ資金や東京電力からの賠償金等の入金、さらに、地方公共団体の預託金並びに五城信用組合との合併により平成28年3月末預金残高77,329百万円となり、平成23年3月末預金残高46,397百万円に対し30,932百万円増加いたしました。

② 貸出金

震災の影響が大きい23年度は震災前に比し1,167百万円減少し、その後さらに休業する浪江・大熊・富岡支店の顧客において東京電力(株)からの賠償金による7,183百万円の繰上げ完済はありましたが、「復興特別資金」「復興アパートローン」「復旧住宅ローン」等の復興資金実行により平成28年3月末貸出金残高34,447百万円となり、平成23年3月末貸出金残高26,918百万円に対し7,529百万円増加いたしました。

(4) 損益の状況

平成27年度のコア業務純益は、浪江・富岡・大熊の休業3店舗に於ける東京電力(株)からの賠償金を財源とした貸出金繰上げ完済並びに低利での復興資金貸出による貸出金利息収入の減少により、平成23年3月末156百万円に対し25百万円減少の131百万円となりました。

当期純利益は、平成24年3月期決算におきまして、多額の与信関連費用を計上したことから、7,951百万円の損失となりましたが、平成25年3月期以降は、東京電力の賠償金等による貸出金の繰上げ返済等が進んだことに伴う貸倒引当金の戻し入れ等により、平成28年3月期までの4年間の累積で7,152百万円の利益計上となりました。

第2 特定震災特例経営強化計画の実施期間

当信用組合は、金融機能強化法附則第11条第4項の規定により適用される同法第33条第1項の規定に基づき、平成28年4月から平成33年3月までの特定震災特例経営強化計画を実施いたします。

なお、今後、強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連を通じて金融庁に報告いたします。

第3 経営指導契約の内容

(1) 契約期間

当信用組合では、全信組連との間で、金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき、経営指導契約を締結しております。

当該契約の締結日は、平成24年1月18日（同法第26条の規定に基づき、全信組連が買取りを求める信託受益権にかかる優先出資のうち、当信用組合が発行するものの払込期日）とし、期日は同法附則第16条第3項に基づく経営が改善した旨の認定または同法附則第17条第2項に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとしております。

(2) 指導及び助言

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連より、被災債権の管理及び回収に関する指導その他業務の改善のために必要な指導及び助言を受け、これに基づいた適切な業務実施を行っていくこととしております。

(3) 報告の提出

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連からの求めに応じ、自らの業務及び財産の状況に関する以下のような報告を適時・適切に行って参ります。

- ◇ 特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書（半期毎）
- ◇ 被災債権の管理・回収に関する報告等（半期毎）
- ◇ 各期末における財務諸表等（半期毎）
- ◇ その他業務及び財産の状況にかかる報告（随時）

(4) モニタリング及び監査

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連による、強化計画の進捗状況等にかかる定期または随時のモニタリングを受けるとともに、原則として毎年、全国信用組合監査機構による監査を受けることとしております。また、当信用組合は、モニタリング及び監査に協力し、必要な指導・助言を受けることとしております。

第4 損害担保契約の内容

金融機能強化法附則第19条第1項において、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、預金保険機構に対し、被災債権の譲渡その他の処分について締結した損害担保契約により生じる損失の一部を補てんするための契約の締結を申し込むことができるとされておりますが、当信用組合は、現時点では、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結することは想定しておりません。

また、将来において、損害担保契約が必要とされる場合には、慎重な検討を行い、対応を図って参ります。

第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① 福島県の経済情勢

当信用組合の主要営業エリアである福島県は、浜通り・中通り・会津の3地区に分かれ、各地区は気候の違いもあり、夫々において産業構造に違いがあります。自然環境豊かで温泉の多い会津地方は観光を目玉としており、首都圏より交通アクセスの良い中通りは他地区に比して人口も密集し、商工業も盛んな地区です。一方、当信用組合が立地する浜通りは、2つの地区に無い水産業と農業が主産業で、さらに、東日本大震災前は、福島第一・第二原子力発電所や原町・広野火力発電所等を擁することから、電力業界に関連する企業が多数ありました。

昨今の福島県の経済情勢を見ますと、農業や漁業等一次産業においては、原発事故による風評被害の影響が未だ強くあるものの、震災からの復旧・復興需要により公共投資の大幅な増加により、生産活動が堅調に推移しており、また住宅投資も高水準を維持していることなどから、県内経済は着実に前進しているものと思われま

す。その様な中で、有効求人数を遥かに下回る有効求職者数となるなど、人手不足が深刻化しております。このことが、県内経済前進の妨げになっております。

【福島県経済の主な指標】

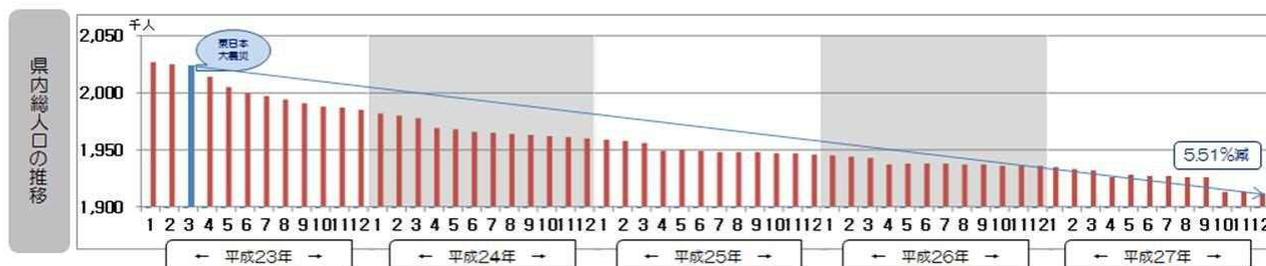
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
生産活動	鉱工業生産指数	92.5	90.0	92.7
	前年比(%)	4.0	▲2.7	3.0
雇用情勢	有効求人倍率(倍)	0.96	1.24	1.41
	有効求人数(人)	37,700	41,368	43,026
	有効求職者数(人)	39,373	33,266	30,348
個人消費	大型小売店販売額前年比(%)	8.7	2.4	3.5
	乗用車新規登録台数前年比(%)	47.7	▲1.2	0.6
新設住宅 着工戸数	持家(戸)	6,488	8,050	7,527
	貸家(戸)	4,084	6,133	6,352
	分譲(戸)	601	1,006	1,193
	前年比(%)	45.1	34.2	▲0.4

※ 出所 「福島県年次経済白書」

【県内人口の推移】

本県の人口は少子高齢化等により震災以前から減少傾向にありましたが、震災以降、県外への転出の増加などが原因となって、人口減少がますます進みました。

時間の経過とともに、社会減は震災前の水準に向かい、平成25年4月以降、一時的に人口が増加するケースも見られますが、人口の減少が続いております。



※ 出所「福島県：現住人口調査月報」より作成

② 東日本大震災による影響

原発事故の避難地域の当組合顧客の事業者においては、住民の帰還が進まないため、帰還後の事業再開を見合わせております。また、事業者の高齢化、後継者不足などの構造問題が事業展開を遅らせている面もあります。

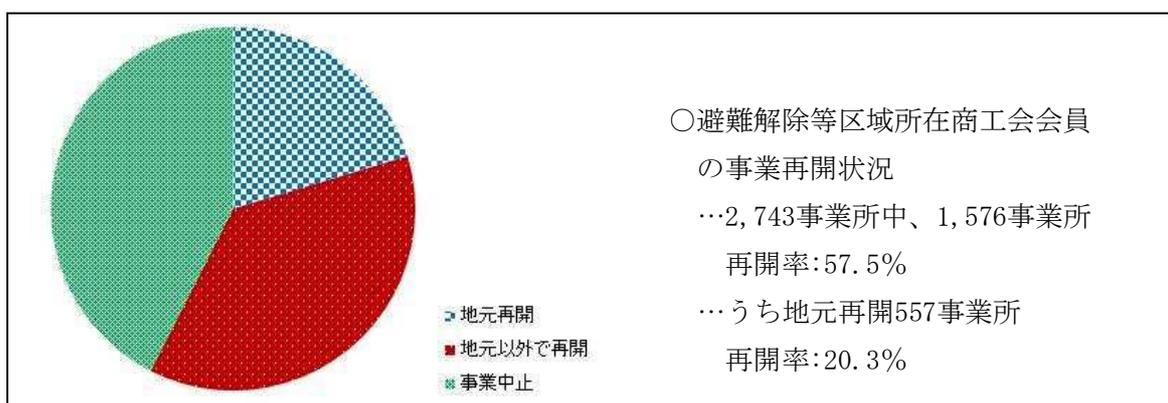
さらに、事業者の業種別動向として、農林水産業等の一次産業は依然風評被害などにより本格的な事業再開とはなっておらず、二次産業の製造業においては、住民の避難状況が続くなか人手不足が影響し業況は回復していない状況にあります。

ただし、建設関連においては、震災からの復旧・復興需要により売上・収益とも業況は好転しております。

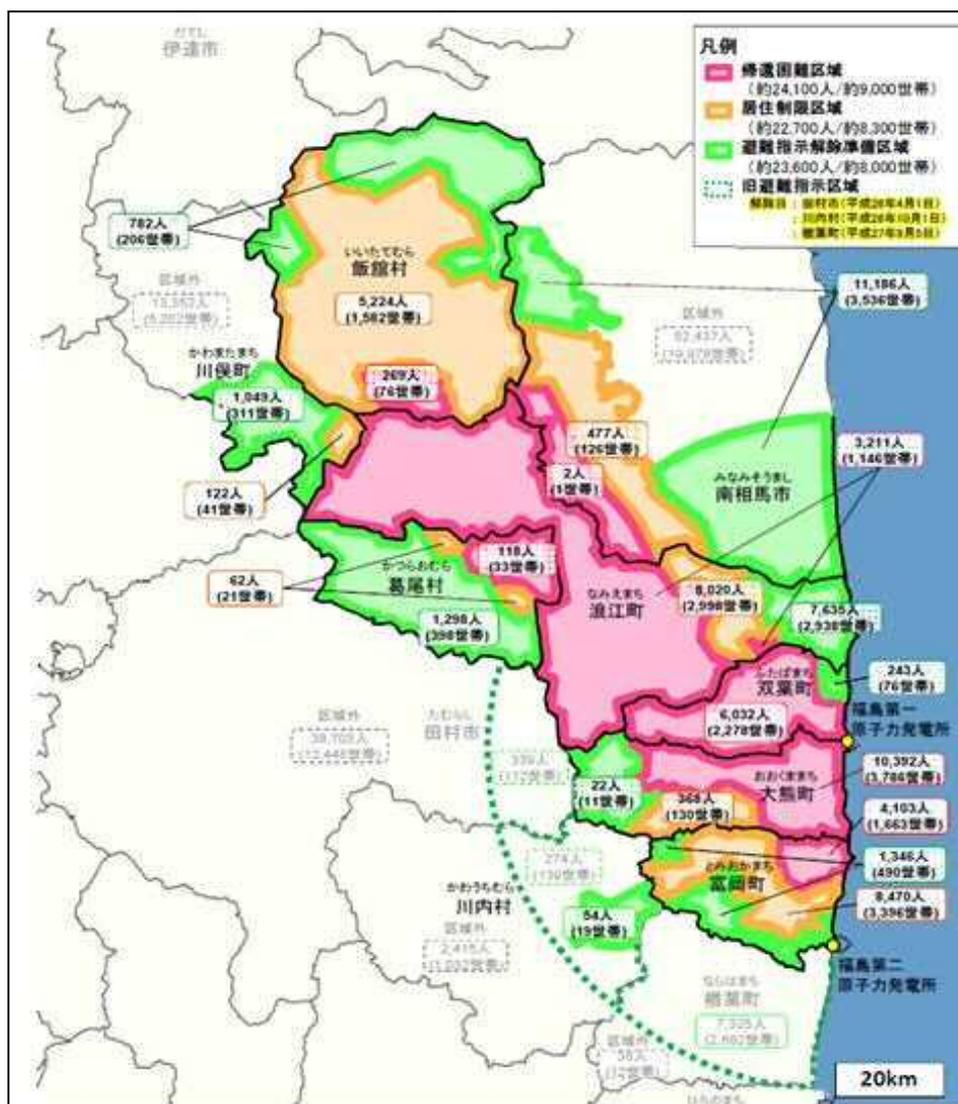
三次産業では、コンビニエンスストア等は除染作業員等の増加により好況となっているものの、その他の小売業等は人手不足・人件費の高騰もあり業況は厳しくなっております。

原発がもたらす様々な影響は、今後も長期間にわたるものと考えられ、当組合は被災地の地域金融機関として、地域経済の復興及び活性化に向けて積極的に支援策に取り組んで参ります。

【福島県内商工業等の現状(平成28年2月20日現在、県商工会連合会調べ)】



【避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数(平成27年9月5日時点)】



※市町村から聞き取った情報（平成27年9月5日時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計。（出典：経済産業省HP）

③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本方針

当信用組合の営業エリア内には東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原発の事故により大変大きな被害を受け未だ復興に至っていない地域や、深刻な少子高齢化が進んでいる地域もあります。

これらを最大の課題として捉え、このような状況を打破するため、当信用組合の強みである地縁・人縁や訪問活動により、お客様の課題に対する情報を提供し、収集した情報による安定的かつ円滑な資金供給機能及びコンサルティング機能に積極に取り組んで参ります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する金融円滑化の取組み

ア. ローンセンターの設置

当信用組合におきましては、各営業店において常時融資相談の窓口を設けております。しかしながら、中小規模の事業者におきましては様々な状況での融資相談が考えられますことから、既存の営業店の中から特に福島県の相馬西支店並びに宮城県の亘理支店へ融資業務に精通するベテラン職員を配置の上、ローンセンターの告知看板を設置し、中小規模の事業者の様々な状況に則した融資相談を受付けることで、積極的な金融円滑化に取り組んで参ります。

イ. 休日融資相談会の開催

現在、顧客利便性の向上を考えた上で休日融資相談会を本店、原町支店、岩沼支店にて毎月開催しております。その様な中で、前述のローンセンター設置後におきましては、ローンセンターの設置店舗が郊外型ショッピングセンターや商業施設の集中する近隣、さらに国道沿いに立地するなど、お客様の来店にも好条件でありますことから、今後はローンセンターにおいて休日融資相談会を開催し、お客様の融資相談に対応して参ります。

相馬西支店



市街地バイパス沿い、郊外型ショッピングセンター等に隣接

亘理支店



国道6号線沿い、郊外型ショッピングセンター等に隣接

ウ. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供して参りました。

いずれも中小零細事業者には使いやすい商品となっており、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、当信用組合では新商品の開発に継続して取り組んで参ります。

・「SSグレードローン」「SSグレードローンカード」

帝国データバンクのデータに基づき、融資対象先を選定し、無担保・無保証にて3,000万円まで証書貸し、500万円までカードにより運転資金を提供しております。

・「SSスピードローン」「SSクイックローン」

福島県信用保証協会保証にて、商品・コースに応じ500万円、1,000万円、5,000万円を融資限度とし、迅速な審査により事業性資金を提供しております。

エ. 地域に密着した営業戦略の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在においても、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定（一部解除により立入可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響を現在も受けております。

一方、津波による被災地では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上げ、また、移転候補地が決まるなど徐々に復興が進んでいる状況であり、住宅ローンのニーズも引き続き発生していることから、被災した個人の方々への個別訪問活動を実施するほか、事業者の方々へは、毎週水曜日を事業所開拓専門日（集金等を行わず開拓に特化）として重点的に訪問するなど、フェイス・ツー・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進して参ります。

② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取組み

ア. 信用リスク管理システムの活用

当信用組合では、中小規模の事業者に対する積極的な信用供与に取り組むため、信組情報サービスの信用リスク管理システムを導入し、信用格付けに基づき取引方針を検討し融資推進を図っております。

この信用リスク管理システムの活用により、決算計数の定量情報のみに囚われず中小規模事業者の事業体質等の定性情報に基づいた内容により、融資推進を行って参ります。また、同システムの経営分析により、顧客の強み・弱み等の「事業性評価」を分析・検証した上でサポートを行って参ります。

イ. 経営改善支援コーディネーターの派遣

東日本大震災の影響を受けたお客様の実態につきましては、震災以降、個別訪問の頻度を高めるなど、日々の渉外活動を通じた状況把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた態勢を整えております。

その様な中で、専門家派遣が必要と考えられる支援先に対しては、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士を経営改善支援コーディネーターとして派遣して、事業再生に向けた対応を図って参ります。

ウ. 外部機関の「福島県産業振興センター」「よろず拠点」等との連携

お客様の経営支援や事業再生につきましては、状況により専門性の高い状況もありますことから、外部機関の福島県産業振興センターの専門家派遣事業を活用した専門家派遣支援、よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援などにより経営上抱える問題の解決に取り組み、また、経営改善計画書の作成支援を実施して参ります。

エ. 経営改善支援の進捗状況の検証

a. 経営改善支援委員会並びに常務会における検証

中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、経営改善支援委員会において原則毎月レビューし、各担当部署からの報告に基づき強化計画の進捗状況を一元的に管理し、強化計画に掲げた施策の検証を行っております。

また、同委員会は強化計画の進捗状況や協議内容を常務会へ報告し、常務会は、当該報告内容を検証するとともに、強化計画に掲げる施策への取組みが捗々しくない場合におきましては、その要因を把握のうえ、所管部に対し改善策の検討・策定を指示しております。

b. 理事会における検証

理事会において、常務会より経営改善支援委員会での強化計画の管理状況の報告を受け、進捗管理を行うとともに、組合外部の有識者である非常勤理事による専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点からの適時適切な実効性の検証も行っております。

また、必要に応じ、常務会に対して改善策の検討・策定などを指示しております。

③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

当信用組合は信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して融資推進を図っております。また、その結果による格付に基づき信用枠を設けるなど、担保または保証に依存しない融資を実践しております。そのために経営者保証G Lの営業

店への周知徹底を継続しており、格付及び資金計画の妥当性により、担保に依存しないよう融資審査を実施し、担保以上の融資枠として取り組んでおります。

今後におきましても、担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与を実践して参ります。

(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から5年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

今後におきましても、被災者の復旧・復興支援のための信用供与につきましては、積極的に対応して参ります。

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ向けた取組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、お客様以外の地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを改めて強く決意し、国や地方自治体をはじめとする行政や公的機関、信用組合業界の系統中央機関である全信組連などの外部関係者の協力を仰ぎながら、これを強力に実行して参ります。

主な施策につきましては以下のとおりです。

ア. 被災者向け商品の提供

a. 中小規模事業者向け

・「そうごしんくみ復興特別資金」

東日本大震災により被災された事業者等を対象に、2億円を融資限度として運転資金、設備資金、借り替え資金等を低金利（当初2年間固定）にて提供。（取扱期間を平成29年3月末まで延長。）

・「そうごしんくみ復興アパートローン」

東日本大震災により被災された法人・個人を対象に、原則2億円を融資限度として修繕費、賃貸不動産購入・建築等の設備資金を提供。（取扱期間を平成29年3月末まで延長。）

b. 個人向け

・「災害復旧住宅ローン」

東日本大震災により被災された個人を対象に、住宅の新築・改築資金を最高6,000万円まで金利優遇で提供。

(取扱期間を平成29年3月末まで延長。)

イ. 相談機能の強化

当信用組合では、よりきめ細やかな相談サポートを実践するため、双葉郡の行政機能が移転した先や地域の住民が多く避難された会津若松市・二本松市に相談所を継続開設し、融資のみならず、お客様のあらゆる相談の対応とサポートに傾注しております。特にいわき市については、浪江町、大熊町、富岡町の事業者、住民の方々が多数転入されていることを踏まえ、同市内の支店（いわき支店）は、営業店としての全ての業務を行い支店としてサービスの向上を図っております。

今後、原発避難地域の居住制限解除等による動向もありますが、可能な限り相談所の運営を継続して参ります。

また、ローンセンターにおいて休日融資相談会を開催し、お客様の融資相談に対応して参ります。

ウ. 被災信用供与への柔軟な対応

被災されたお客様につきましては、常時訪問によるモニタリングを実施し、融資の条件変更等柔軟な対応を行っております。

エ. 外部機関との連携による対応

a. 事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

被災したお客様の事業再開や事業再生に向けた動きを具体化するため、東日本大震災及び原発事故により被害を受けた個人事業者、小規模事業者等を含めた幅広い事業者に対応し、ヒアリングした実情に応じ、支援機関の紹介や支援施策の紹介などのサポートを行う「福島県産業復興相談センター」を活用して参りました。

今後も、お客様の特性・状況に応じて活用を検討して参ります。

・「福島産業復興機構」

被災した事業者から旧債務の買取り等を行うことで、新規融資の促進を図るため、被災債権の買取りファンドである「福島産業復興機構」に出資し、地域復興に向けた金融面からの取組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について、同機構を活用して参りました。

今後も、お客様の特性・状況に応じて同機構と連携し、事業再開や事業再生を支援して参ります。

・「東日本大震災事業者再生支援機構」

東日本大震災による被害に伴い、過大な債務を負っているなかで、被災地域において事業の再生を図ろうとする事業者に対する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として国が設立した「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、積極的な事業者支援を行って参りました。

今後においても、お客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう、同機構との連携を深化・継続して参ります。

・「しんくみ리카バリ」

上記の取組みに加え、全信組連との連携を図りながら、お客様の特性・状況等に応じて、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」を有効活用し、事業再生や業種転換が必要なお取引先に対して有効な提案を行って参ります。

b. 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

平成23年8月より取扱いが始まりました個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、当信用組合におけるお申出並びに実行件数は2件のみに留まっておりますが、制度の導入趣旨に鑑み、ガイドラインの周知や利用勧奨を含め、お客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで、弁護士や税理士とも連携し、ガイドラインに沿った債務整理等の適切な対応を図って参ります。

オ. 消費者ローンの推進強化

お客様への積極的な訪問活動を踏まえ、個人のお客様に対しましては、ライフサイクルに応じた資金需要も考えられますことから、即時対応可能な消費者ローンの推進を図って参ります。

なお、推進方策といたしましては、当信用組合が推進しております職域提携先（各事業所との提携により従業員等への優遇商品の提供を実施）への積極的なセールス、キャンペーン等の実施により消費者ローンの推進を図ります。

カ. 「地方創生」への積極的参画

人口減少や高齢化による地方経済の地盤沈下を防ぐ試みは、私ども地域金融機関である信用組合が成し遂げなければならない大切な使命です。このことから、地方公共団体による「地方創生」事業へ積極的に参画して参ります。なお、現在各地方公共団体との連携について夫々協議を行っております。

キ. オールふくしま経営支援事業との連携強化

福島県は、復興の兆しが見えてはいるものの、引き続き県内の中小企業等は風評被害の影響により厳しい状況が続いており、地域活性化のためにも地域事業者

の活力が必要不可欠であり、中小企業等の経営支援体制をとるべく、金融機関の連携を図ることを目的として、「オールふくしま委員会」及び「地域サポート委員会」が立上げとなりました。

このことから、当信用組合におきましては、同委員会へ参加するメンバーとして、中小企業等の経営支援のために各金融機関等との連携強化を図って参ります。

ク. 地方公共団体等への支援

各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業を実施しておりますことから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けを積極的に行って参ります。

ケ. 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用

当信用組合では、日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を、全信組連を通じて利用し、潤沢な手元資金を確保することで、被災者の預金引き出しや資金需要に応える態勢を整えております。

コ. 当信用組合による被災地支援の取組み

当信用組合では、地域活性化のため、現在金利上乘せ並びに抽選により温泉宿泊券をセットした『懸賞付定期預金「みちのく3県の旅」』を取扱いしておりますが、こちらは東北の温泉地へ観光客の誘致を目的とするものであり、今後とも継続的に地域の復興の一助を担う商品の取扱いを行って参ります。

また、地域のイベント等に率先して参加するとともに、市街地の清掃活動を実施する等、地域貢献やボランティア活動を行って参ります。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当信用組合におきましては、金融庁による「リレーションシップバンキング（地域密着型金融）」の提唱当初より、お客様の状況に即した融資金の条件変更対応、経営相談や経営改善指導などを積極的に実施しておりますが、地域密着型金融の取組みを継続すべく地域中小事業者に対する経営相談や経営改善指導に努めて参りました。その一環として、平成20年6月より「ふくしま地域力連携事業」を推進し、平成21年度の事業終了後においても、地域における経済の活性化に資する考え方に変わるものではなく、引き続き諸施策を実行して参ります。

① 経営革新等支援機関としての支援

当信用組合は、平成24年12月に経済産業省より経営革新等支援機関として認定を受けております。このことは、地域の中小事業者の経営革新や各種補助金等申請の手助けを行ってゆくための一助となるべく活動する事が必要であり、引き続き中小事業者に対する支援を行って参ります。

② 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ア. 各種商工団体との連携

各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致しての相談会の開催など、創業・新規事業展開希望者へのアドバイス等の実施に向けた体制を構築して参ります。

イ. 資金調達手段の情報提供

当信用組合を含め福島県内の4信用組合におきましては、創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的として、クラウドファンディングを推進するためにミュージックセキュリティーズ(株)と業務提携を結びました。このことから、地域の中小事業者へ資金調達手段の情報提供を行って参ります。

ウ. 事業性資金融資の推進

当信用組合では、資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供して参りました。創業または新事業展開におきましても、同様に、「SSグレードローン」「SSグレードカード」などにより柔軟に取扱いを行い、積極的に融資推進を図って参ります。

③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

東日本大震災からの復興が長期化する中で、中小規模事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化しており、当信用組合に対しましても、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、顧問契約を結んでおります中小企業診断士の常時訪問による経営指導により、専門的なサポートを行っており、今後も積極的な派遣に取り組んで参ります。

また、お客様の東日本大震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や改善計画についての提案・助言等、経営改善支援委員会を通じた支援を積極的に実施いたします。

④ 早期の事業再生に資する方策

ア. 支援態勢の確立

東日本大震災等の影響を受けたお客様の実態について、被災後の経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた取組みを行って参ります。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様については、経営改善支援委員会が直接関与し、事業再生に向けた計画を策定いたします。

イ. 外部機関との連携

お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や福島県産業振興センターとの連携を図って参ります。

⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者のなかには、事業の継承を検討する先があると想定されますことから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働を含め、提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢の構築を検討して参ります。

(5) 経営基盤の充実のための方策

東日本大震災の被災から5年が経過する中で、当信用組合におきましては被災者支援や地域の復旧・復興支援、さらに営業基盤の拡充を図って参りました。

しかしながら、福島県におきましては東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原発の事故により大変大きな被害を受けた多くの地域で未だ復興に至ってはならず、避難状態が継続している地域や、深刻な人口流出により存亡の危機にある地域もあります。これらを最大の課題として捉え、このような状況を打破するため、当信用組合は、各地域における現況の事業環境や将来性等に即した具体的かつ明確な戦略を打ち立て実践して参ります。また、各施策の確実な遂行と地域への十分な貢献を実現するため、組織力・人材の強化を図って参ります。

① 店舗戦略の明確化

ア. 融資推進強化店舗と預金推進強化店舗の設定

東日本大震災以降、当信用組合におきましては、宮城県南部への営業エリアの拡大により、各営業店の配置において北は宮城県の仙南地域から南は福島県のいわき市まで、広範囲となっております。その様な中で、地域の特性を踏まえた営業戦略が必要であるものと考え、融資推進強化店舗と預金推進強化店舗を設定した上で、営業推進を図って参ります。

a. 融資推進強化店舗

本店、相馬西支店、原町支店、大河原支店、岩沼支店

b. 預金推進強化店舗

相馬港支店、鹿島支店、新地支店、亘理支店、蔵王支店、いわき支店

イ. ローンセンターの設置

既存の営業店の中から特に、お客様の来店し易い立地条件と考えられる福島

県の相馬西支店並びに宮城県の亙理支店へ融資業務に精通するベテラン職員を配置の上、ローンセンターの告知看板を設置し、中小規模の事業者の様々な状況に則した融資相談を受付けて参ります。

ウ. 店舗の統廃合の検討

店舗別の採算を検討する上で、将来においても収益確保の厳しい店舗につきましては、時機を見て移転若しくは統廃合の方向性について検討して参ります。

また、原発事故による避難指示から臨時休業する福島県の浪江・大熊・富岡支店3店舗の再開及び営業エリア外の相談所の閉鎖につきまして、時機等諸事情を十分勘案し検討して参ります。

② 預金増強並びに基盤強化

現在、我が国は人口減少時代に突入し、今後本格的な超高齢化社会を迎え、預金減少が顕在化することが予想されます。当信用組合にとって預金は金融機関の力のバロメーターであり、預金獲得による基盤は、すべての取引の源であるものと考えておりますことから、今後10年間におきまして預金残高1,000億円達成を目指し、例年実施している各種キャンペーンや新規訪問、年金受給紹介運動等による口座獲得活動、職域金利優遇制度等新たな商品の開発・販売により、当組合の弱みでもあります若年層などの新たな年代の預金の取り込みを目指すなど、預金・基盤強化に向けた推進を図って参ります。

また、相続や贈与並びに原発事故による避難者の県外移住による預金流失も徐々に顕在化しており、相続関連業務や震災特例に基づく対応など、高齢者マーケット拡大による預金の確保や避難解除後の取引先確保に向けた対策も検討して参ります。

ア. 年金受取口座の獲得・定期積金を主力商品とした預金増強

a. 年金受取口座の獲得

地域の高齢化の中におきまして、振込により集まる預金として年金受取口座の獲得は重要性を増しておりますことから、年金お届けサービスや年金受給紹介運動等を活用して推進を図って参ります。

b. 定期積金を主力商品とした預金増強

当信用組合はお客様への戸別訪問によります営業活動を実践しており、このことからお客様とのフェイス・ツー・フェイスの関係維持のため定期積金を主力商品としておりますことから、引き続き推進を図って参ります。

イ. 各年齢層に対応した預金増強活動

預金増強のために、若年層から高齢者まで各年齢層に対応した商品を開発し販売して参ります。

(6) 人材育成のための方策

当信用組合は、東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原子力発電所の事故や営業区域拡大に伴う職員不足から、積極的な新卒採用を行い、現在、若年層職員が多く在職しております。この現状を踏まえ、地域を取り巻く厳しい環境の中で、現在、そして将来に向けて、当信用組合の経営体質の強化や地域の発展に資するため、高度化、専門化する業務へ対応できる人材や総合力を発揮できる人材を組織的に育成する必要があります。

このことから、当信用組合は、内部の人材育成マインドを醸成し、職員の能力の全体的な底上げを図るとともに、顧客目線に立ち、地域金融機関の職員として何ができるかを考え、それらを成し得る知識、技量及び経験を持った人材の育成を目指して参ります。

① 基本方針

- ・人材育成は、個々人の適性を見極め、適性に合った育成をし、その能力を有効活用することを基本とします。
- ・全職員を育成対象とし、それぞれの役割を明確にし、その役割に基づいた育成を行って参ります。
- ・特に「入組10年程度までの職員」、「入組10年から20年程度までの職員」を段階的、重点的に育成いたします。

② 若手涉外係の育成（入組10年程度までの職員）

外部及び内部研修会への積極的な参加を実施し、さらにOJT（現場指導）を充実させることにより、当組合の10年後のあるべき姿を考え、当組合の様々な業務運営に必要となる人材を組織的に育成して参ります。

③ 中堅職員の育成（入組10年から20年程度までの職員）

総合職については、入組後、10年程度に能力の適性判断、さらに10年後に再度適性判断を行い、活躍分野を選定し、能力の向上及び分野に合致したキャリアの育成を図って参ります。

④ 女性職員のキャリア形成

女性が進むべきキャリア形成を実感できるように、段階を踏んだ研修態勢を構築し実践いたします。特に女性役席者及び中堅女子については融資推進についての知識の習得を目指した教育を図るものとします。

第6 全信組連による優先出資の引受に係る事項

(1) 優先出資の金額・内容

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日(払込日)	平成24年1月18日(水)
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき50,000円(額面金額1口500円) 1口につき25,000円
4. 発行総額	16,000百万円
5. 発行口数	320,000口
6. 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。 ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する(当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。) ③ 前①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が前①及び②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法

① 必要資本額の根拠

当信用組合が十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、160億円の優先出資を発行による資本支援を求めたものです。

今般の資本増強により震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えることができたものと考えております。

② 当該自己資本の活用方針

今般の資本増強により、将来に向けた経営の安定確保が図られることから、当信用組合の営業エリアである地域経済の再建・再興と、被災されたお客様への信用供与の維持・拡大並びに各種サービスの向上等、震災からの復興に向けた諸施策に継続的に取り組んで参ります。

第7 剰余金の処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、お客様の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いして参りました。

前計画において、平成24年3月期決算におきましては、多額の与信関連費用を計上したことから、配当は行いませんでしたが、平成25年3月期以降の決算におきましては、優先出資配当をお支払いいたしました。

今後も、強化計画の実践による収益力の強化と業務の効率化を進め、安定した配当を実施・継続していくとともに、優先出資の返済を目指して参ります。

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合では、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事5名と非常勤理事6名で構成する理事会を設置しているほか、常勤理事のみによる常務会において日常的な業務執行を担っております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

今後におきましても、基本方針等に沿って、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めて参ります。

② 内部統制基本方針に基づく監査

当信用組合では、内部監査部署である検査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

検査部は、「内部統制基本方針」に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図って参ります。

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、経営改善支援委員会が一元的に管理を行い、その状況を常務会に報告するとともに、常務会は、進捗状況の確認と施策の検証を実施し、強化計画に掲げる取組みが捗々しくない場合には、経営改善支援委員会に対し、原因究明と改善策の検討・策定などを指示して参ります。

さらに常務会は、理事会に対し、強化計画の進捗や検討・指示事項を報告し、牽制機能の強化に努めて参ります。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために監事を選任しており、各種会議や理事会に出席するとともに、必要な所見を述べております。さらに、監事会の開催のほか、当信用組合の内部管理部門である検査部と連携し、業務執行の適切性の検証と、理事会への検証結果の報告を行っております。

なお、検査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、また業務執行上の問題点にかかる改善の提言を行っております。

さらに、当信用組合ではコンプライアンス醸成の重要性を十分認識していることから、理事会や店長会議において常時コンプライアンスを議題とした研修等を実施することで、理事同士並びに管理職の善管注意義務や監視義務等の意識の徹底を図っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図って参ります。

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、原則として毎年、監査機構監査を受けることとしております。

さらに、経営全般の業務運営の健全性確保のために、将来的な強化計画の実施状況確認も含め、外部監査人における定例監査を受けることとしております。

今後におきましても、外部監査体制を維持し、経営に対する評価の客観性とガバナンスの強化に努めて参ります。

(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

信用組合は、相互扶助をモットーとする非営利組織であり、その設立の趣旨においても、地域の中小規模事業者及び個人同士等の資金融通を由来としております。

このため、法令上も、お取引の出来るお客様について制限が付されているなど、その特性は際立っており、中小規模事業者や個人に対する最後の貸し手、いわゆる「ラストリゾート」として地域の金融機能を支えて参りました。

従いまして、お客様につきましては、概して事業規模等が中・小規模であり、大規模事業者に比して、財務基盤や経営環境に対する変化等に本来的に脆弱な傾向が見受けられます。

こういった傾向を受け、当信用組合では、お客様との融資にかかる基本方針であるクレジットポリシーを制定し、これを具体化した「信用リスク基本方針」や「信用リスク管理規定」に基づく与信管理の徹底や審査態勢の充実、モニタリング等により、信用リスクの軽減を図っております。

具体的には、信用リスク管理システム、担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査の実践や「大口与信先」「延滞債権等の管理債権先」など常時管理する先を抽出した月次債権管理などを行っております。

今後におきましても、引き続き基本方針等に沿った運用を図り、信用リスク管理の徹底に努めて参ります。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくため、「統合的リスク管理方針」並びに「リスク管理方針」さらには「市場リスク管理規定」を定めております。

また、上記管理方針に基づき、年度毎に余裕資金運用方針・計画を策定するとともに、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。

市場リスク管理態勢につきましては、リスク管理部署によるモニタリングを実施し、その結果を、ALM委員会を通じて定期的に常務会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えております。

加えて、マーケット環境の変化により時価が大きく変動した場合への備えとして、各種アラームポイントやロスカットルールを設けております。

今後におきましても、引き続き管理方針等に沿った運用を図り、市場リスク管理の徹底に努めて参ります。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための方針・規定を制定しており、月3回定期的に資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通じて常務会に報告するなど迅速な対応をとることが可能となり、資金繰りの安定化が図られております。

なお、東日本大震災後の流動性預金の動向につきましては、震災に伴う保険金の支払いや原発事故に対する賠償金の一部支払い等により増加傾向となっておりますが、今後、避難区域の解除や賠償金の支払い終了等震災からの復興の動きが顕著となるに伴い、漸減すると考えております。このため、預金の減少を想定した資金運用により、流動性の確保を最優先に対応して参ります。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各種リスクに分類のうえ、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。所管部署は、各種方針、規定、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の未然防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常務会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

今後におきましても、引き続き管理方針等に沿った管理を図り、オペレーショナル・リスク管理の徹底に努めて参ります。

⑤ 情報開示の充実

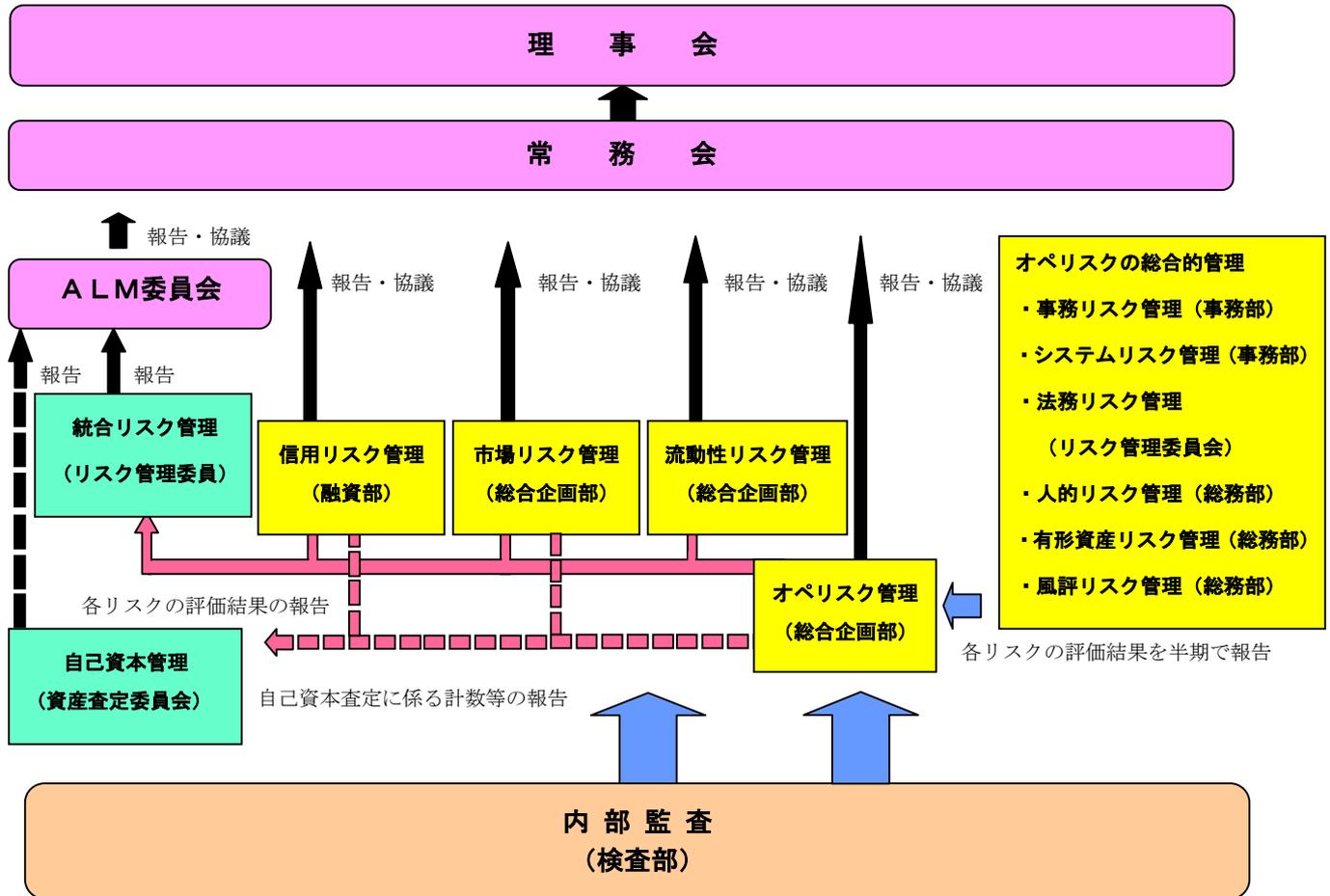
当信用組合は地域密着型の金融機関として、地域の住民であるお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めていただき、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災からの復興状況や、地域経済への貢献に関する情報等を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開いたします。

また、9月期においても経営内容に関するミニディスクロージャー誌を作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。

今後におきましても、当信用組合への理解を深めていただくとともに、経営の透明性を確保するためにも、お客様に判りやすい開示を行って参ります。

【 リスク管理及び自己資本管理体制・イメージ図 】



【 当信用組合のオペリスク管理体制 】

	担当部署	主な取組み
事務リスク	事務部	事務事故（ミスを含む）の月次管理
システムリスク	事務部	S K C（信組情報サービス）や全信組センター並びに委託業者との連携によるシステム障害対応など
法務リスク	リスク管理委員会	リーガルチェック（状況により、弁護士や外部機関へのリーガルチェックを依頼）
人的リスク	総務部	人事管理
有形資産リスク	総務部	動産・不動産の保安全管理（但し、システムに係る有形資産は事務部においてフォロー）
風評リスク	総務部	各営業店よりの連絡体制の統括

以上

内閣府令第81条第1項第1号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

貸借対照表の注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。尚、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 13年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）
- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 年金資産の額 | 384,802百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 | 327,959百万円 |
| 差引額 | 56,842百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
0.447%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高28,599百万円及び別途積立金85,442百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間17年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金9百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を

- 計上しております。なお、貸借対照表においてはその他の引当金に計上しております。
- 1 2. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。なお、貸借対照表においてはその他の引当金に計上しております。
 - 1 3. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
 - 1 4. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 345百万円
 - 1 5. 有形固定資産の減価償却累計額 1,164百万円
 - 1 6. 貸出金のうち、破綻先債権額は87百万円、延滞債権額は3,155百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 1 7. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 1 8. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は538百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
- 1 9. 破綻先債権額、延滞債権額及び3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,783百万円であります。
なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 2 0. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は - 百万円であります。
- 2 1. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
 - ①預け金（定期預金）1,000百万円 為替決済取引の担保
 - ②預け金（定期預金）1百万円 公金取扱及び日本銀行歳入復代理店取引の担保
 - ③保障基金として預け金（定期預金）268百万円を全国信用協同組合連合会に積立てております。
 - ④担保に供している資産 預け金（定期預金）6,700百万円
担保資産に対応する債務借入金5,800百万円
- 2 2. 出資1口当たりの純資産額は7,528円95銭です。
- 2 3. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など與信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常勤理事による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、検査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会に於いて分析・検討内容を常務会に報告し、常務会に於いて決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式は、出資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会、常務会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行を常務会の承認の下実施されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRはモンテカルロ法（保有期間63日、信頼区間99%、観測期間2年）、GPS法（保有期間63日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成28年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,053百万円です。

なお、当組合では、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、全国信用協同組合連合会より提供されるボラティリティデータによりテストを実施しております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.4. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	35,033	35,097	64
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,004	6,083	79
その他有価証券	27,832	27,832	—
(3) 貸出金(*1)	34,447		
貸倒引当金(*2)	△1,970		
	32,476	35,612	3,136
金融資産計	101,346	104,626	3,280
(1) 預金積金(*1)	77,329	77,421	92
(2) 借入金(*1)	5,800	5,800	—
金融負債計	83,129	83,221	92
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	26	26	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	26	26	—

(*1) 貸出金、預け金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、当座貸越につき帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式及び出資金 (* 1)	15
組合出資金 (* 2)	637
合 計	653

(* 1) 非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」があります。以下26まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	1,701	1,719	18
その他	1,803	1,882	79
小 計	3,504	3,602	97

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	2,500	2,481	▲18
小 計	2,500	2,481	▲18
合 計	6,004	6,083	79

注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【時価が貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	10,395	9,216	1,178
地方債	3,717	3,542	174
社 債	11,432	10,701	731
その他	1,026	1,000	26
小 計	26,571	24,460	2,111

【時価が貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	(単位：百万円)		
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	764	799	▲35
その他	495	500	▲4
小 計	1,260	1,299	▲39
合 計	27,832	25,760	2,071

(注1) 貸借対照表計上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- (5) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (6) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	628	5,213	15,919	6,248
国 債	-	-	7,258	3,136
地 方 債	30	122	3,292	272
社 債	598	5,091	5,368	2,840
そ の 他	1,103	500	1,000	3,222
合 計	1,732	5,713	16,919	9,471

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,126百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,931百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	504百万円
繰越欠損金	39
減価償却費	67
その他	54
繰延税金資産小計	666
評価性引当額	△ 666
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額金	567
その他	7
繰延税金負債合計	574
繰延税金資産（負債）の純額	(574)百万円

第65期 [平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで] 損益計算書

平成28年5月10日 作成
平成28年6月2日 備付

住 所 福島県相馬市中村字大町69番地
信用組合名 相双五城信用組合
理事 長 庄子勇雄 印

科 目	金 額
経常収益	1,896,018 千円
資金運用収益	1,045,117
貸出金利	588,410
預け金利息	68,413
有価証券利息	362,776
その他の受入利息	25,517
役員事務引当等収益	48,844
受入為替手数料	20,055
その他の役員業務収益	28,789
その他の業務収益	210,442
国債等債券償還益	169,607
金融派生商品収益	24,654
その他の業務収益	16,181
その他の経常収益	591,613
貸倒引当金戻入益	571,180
償却債権取立益	2,110
その他の経常収益	18,321
経常費用	1,003,650
資金調達費用	82,984
預給付補填備金繰入	69,585
借入金利息	8,326
役員事務引当等費用	5,072
支払為替手数料	54,803
その他の役員業務費用	11,377
その他の業務費用	43,425
その他の業務費用	408
経費	408
人物件	864,778
人物件	526,582
人物件	326,796
人物件	11,399
その他の経常費用	676
その他の経常費用	676
経常利益	892,368
特別利益	2,688
その他の特別利益	2,688
特別損失	463
固定資産処分損失	463
税引前当期純利益	894,593
法人税、住民税及び事業税	7,630
法人税等調整額	7,130
法人税等調整額	14,760
当期純利益	879,833
繰越金（当期首高）	217,980
当期未処分剰余金	1,097,813

損益計算書の注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 一口当たりの当期純利益 706円72銭
3. その他の経常収益の主なものは、保険金収入5,000千円、偶発損失引当金戻入益5,012千円、睡眠預金益金編入5,362千円であります。

第65期 [平成27年4月1日から平成28年3月31日まで]剰余金処分

(単位:円)

当 期 未 処 分 剰 余 金		1,097,813,470
これを次の通り処分します		
利 益 準 備 金		88,000,000
普通出資に対する配当金	3.00%	18,087,744
優先出資に対する配当金	0.15%	24,000,000
特 別 積 立 金		700,000,000
	計	830,087,744
繰越金(当期末残高)		267,725,726

第7表 単体自己資本比率

(単位：千円、%)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	18,525,069	/	17,686,090	/
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,558,843	/	11,557,610	/
うち、利益剰余金の額	7,008,313	/	6,170,489	/
うち、外部流出予定額(Δ)	42,087	/	42,009	/
うち、上記以外に該当するものの額	-	/	-	/
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	258,802	/	237,598	/
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	258,802	/	237,598	/
うち、適格引当金コア資本算入額	-	/	-	/
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	-	/
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	-	/
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	-	/
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	18,783,871	/	17,923,689	/
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	361	542	199	799
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	361	542	199	799
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前私年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	361	/	199	/
自己資本				
自己資本の額(イ) - (ロ)	18,783,509	/	17,923,489	/
(ハ)				

リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	36,538,729		34,739,822	
資産（オン・バランス）項目	36,500,373		34,685,861	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△899,457		△1,199,200	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	542		799	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前私年金費用に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△900,000		△1,200,000	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス取引等項目	38,356		53,961	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,775,237		1,647,487	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	38,313,966		36,387,309	
自己資本比率				
自己資本比率（(ハ) / (二)）	49.02 %		49.25 %	

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用組合及び信用協同組合連合会が記載するものとする。

- 本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月金融庁告示第17号）」における附則別紙様式第1号に従うものとする。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示（協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成25年金融庁告示第6号））附則第8条第9項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかった額をその「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 大口与信の基準となる自己資本の額（自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額）（単位：千円）

18,521,834
1
1

- 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用組合等＝1、基礎的内部格付手法採用組合等＝2、先進的内部格付手法採用組合等＝3）
- オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3）

--

コード番号	2095
-------	------

計表ID	FN103	Ver.201403
基準日(西暦年/月)	2016	5
金融機関コード	2095	
金融機関名	相双五城信用組合	
担当部署	総合企画部経理課	
都道府県名	福島県	

別紙様式1-1

日計表
(平成28年5月末現在)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	908,578,968	預金	81,488,264,125
現預金	908,578,968	当座預金	224,374,272
(うち小切手・手形)	(705,859)	普通預金	27,315,653,457
外国通貨	0	貯蓄預金	16,054,926
預金	37,975,744,689	通知預金	95,784,229
預け金	37,975,744,689	別段預金	158,784,615
(うち全信組連預け金)	(36,601,279,505)	納税準備預金	16,718,645
譲渡性預け金	0	[小計]	27,827,350,144
買入手形	0	定期預金	48,656,714,128
買入手形	0	定期積金	5,004,199,853
買入先勤定	0	[小計]	53,660,913,981
買入先勤定	0	非居住者円預金	0
債券貸借取引支払保証金	0	外貨預金	0
買入金	0	[小計]	0
金銭の信託	0	譲渡性預金	0
商品有価証券	0	借用金	6,600,000,000
商品国債	0	借入金	6,600,000,000
商品地方債	0	当座借入	0
商品政府保証債	0	再割引手形	0
その他の商品有価証券	0	売渡手形	0
有価証券	32,780,046,559	売渡手形	0
国債	9,216,652,996	売渡先勤定	0
地方債	3,542,541,031	債券貸借取引受入担保金	0
短期社債	0	コマニシャル・ペーパー	0
(公社債)	(4,999,669,268)	外為	0
(金融債)	(0)	外国他店預り	0
(その他社債)	(9,703,146,405)	外国他店借入	0
株債	11,010,000	売渡外国為替	0
貸付信託	0	未払外国為替	0
投資信託	0	その他負債	99,565,982
外国証券	5,303,200,000	未決済為替	6,283,560
その他の証券	3,826,859	未払費用	54,664,203
貸出金	35,582,765,293	給付補填備金	9,838,044
(うち金融機関貸付金)	(0)	未払法人	814,920
割引手形	0	前受取諸	0
証券書	561,168,588	未払配当	2,334,899
証券書	34,725,291,364	未払配当	1,251,769
当座	296,305,341	未払未済	5,064,500
外国為替	0	厚年基金未払割賦	0
外国他店預け	0	職員預り	0
外国他店貸	0	先物取引受入証拠	0
買入外国為替	0	先物取引差金勘定	0
取立外国為替	0	借入金商品債	0
その他の資産	1,057,792,776	借入金有価証券	0
未決済為替	2,055,627	売付商品債	0
全信組連出資	637,900,000	売付債券	0
その他の出資	660,000	金融商品派生商品	0
前払費用	0	金融商品等受入担保	0
未収取	173,081,616	リース債	0
先物取引差入証拠	0	資産除去債務	6,016,128
先物取引差金勘定	0	未払送金	0
保管有価証券等	0	仮受の負債	12,332,869
金融商品派生商品	26,033,013	その他の負債	965,100
金融商品等差入担保	0	本支店勘定	0
リース投資	0	代理業務勘定	57,703
仮払投資	89,508,952	賞与引当	30,233,955
その他の資産	128,553,568	役員賞与引当	0
本支店勘定	0	退職給付引当	0
有形固定資産	595,987,337	役員退職慰勞引当	96,891,121
建物	244,191,304	その他の引当	10,904,937
土地	223,858,022	特別上の引当	0
構築物	0	繰延税金負債	7,130,442
建設仮勘定	0	再評価に係る繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	127,938,011	債務保証	32,928,290
無形固定資産	1,236,458	負債計	88,365,976,555
ソフトウェア	222,036	純資産	18,567,374,054
のれん	0	出資	8,604,038,500
リース資産	0	普通出資	604,038,500
その他の無形固定資産	1,014,422	優先出資	8,000,000,000
前払年金費用	0	資本剰余	2,955,022,084
繰延税金	0	資本剰余	2,955,022,084
再評価に係る繰延税金	0	その他資本剰余	0
債務保証	32,928,290	利益剰余	7,008,313,470
貸倒引当	△ 1,970,828,598	利益準備	910,500,000
(うち個別貸倒引当)	(△ 1,712,026,578)	その他利益剰余	6,097,813,470
その他の引当		特別積立	5,000,000,000
		(うち目的積立)	(0)
		繰越	0
		未処分	1,097,813,470
		自己優先出資	0
		自己優先出資	0
		その他の有価証券評価差額	0
		繰延ヘッジ	0
		土地再評価差額	0
		負債及び純資産計	106,933,350,609
		期中損	30,901,163
合計	106,964,251,772	合計	106,964,251,772

店舗数(店舗)	14
(うち本・支店(店舗))	14
(うち出張所(店舗))	0
出資口数(口)	1,208,077
組合員数(人)	16,524

常勤従業員数(人)	101
(うち役員(人))	7
(うち男性職員(人))	65
(うち女性職員(人))	29

計表ID	FN104	Ver.201403
基準日(西暦年/月)	2016	5
金融機関コード	2095	
金融機関名	相双五城信用組合	
担当部署	総合企画部経理課	

都道府県名	福島県
-------	-----

日計表
(平成28年5月中平残)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	905,256,189	預 金	80,526,316,376
現 (うち小切手・手形)	905,256,189	当 座 預 金	218,550,014
外 国 通 貨	599,111	普 通 預 金	27,445,040,827
	0	貯 蓄 預 金	16,192,958
預 け 金	37,337,185,393	通 知 預 金	52,691,777
預 け (うち全信組連預け金)	37,337,185,393	別 納 税 準 備 預 金	109,180,768
譲 渡 性 預 け 金	36,005,159,158	[小 計]	16,178,218
買 入 手 形	0	[定 期 預 金]	27,857,834,362
コ ー ル 一 定	0	定 期 預 金	47,694,489,420
買 入 先 定	0	[非 居 住 者 円 預 金]	4,973,992,594
債 券 貸 借 引 支 払 保 証 金 権	0	外 貨 預 金	52,668,482,014
買 入 金 銭 債 権	0	[小 計]	0
金 銭 の 信 託	0	讓 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 入	5,929,032,258
商 品 国 債 債 権	0	借 入	5,929,032,258
商 品 地 方 債 債 権	0	当 座 借 越	0
商 品 政 府 保 証 債 権	0	再 割 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券 債 権	32,780,046,559	コ ー ル マ ネ	0
国 債 債 権	9,216,652,996	売 現 先 勤 定	0
地 方 債 債 権	3,542,541,031	債 券 借 取 引 入 担 保 一	0
短 期 社 債	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ	0
社 債	14,702,815,673	外 国 為 替	0
(公 社 公 団 債)	4,999,669,268	外 国 他 店 預 け	0
(金 融 債)	0	外 国 他 店 借 越	0
(そ の 他 の 社 債)	9,703,146,405	売 渡 外 国 為 替	0
株 式 信 託	11,010,000	未 払 外 国 為 替	0
投 資 信 託	0	そ の 他 の 負 債	110,748,265
外 国 証 券	5,303,200,000	未 決 済 為 替	11,860,757
そ の 他 の 証 券	3,826,859	未 払 費 用	54,864,203
貸 出 金	34,583,620,217	給 付 補 填 備 金	9,392,038
(うち金融機関貸付金)	0	未 払 法 人 税	6,968,145
割 引 手 形 付 付 越 越	0	前 未 受 取 諸 税	0
手 形 書 債 権	578,750,910	前 未 払 配 当 金	2,378,022
当 座 貸 付 越 越	33,709,176,925	未 払 戻 未 済 金	1,251,769
外 国 為 替	295,692,382	払 戻 未 済 持 分	5,064,500
外 国 他 店 預 け	0	厚 生 年 金 未 払 割 賦	0
外 国 他 店 貸 付	0	職 員 預 り 金	0
買 入 外 国 為 替	0	先 物 取 引 受 入 証 拠	0
取 立 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
そ の 他 の 資 産	1,058,406,215	借 入 商 品 債 権	0
未 決 済 為 替	2,650,666	借 入 有 価 証 券	0
全 信 組 連 為 替 資 金	637,900,000	売 付 商 品 債 権	0
そ の 他 の 出 資 金	680,000	売 付 債 権	0
未 払 取 引 差 入 証 拠	173,081,616	金 融 派 生 商 品	0
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	金 融 商 品 等 受 入 担 保	0
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	リ ー ス 債 務	0
保 管 有 価 証 券 等	0	資 産 除 去 債 務	6,016,128
金 融 派 生 商 品	26,033,013	未 払 送 金 為 替	0
金 融 商 品 等 差 入 担 保	0	仮 受 の 他 の 負 債	12,387,803
リ ー ス 投 資 金 産 産	0	そ の 他 の 負 債	965,100
仮 払 の 他 の 資 産 産 産	89,527,352	本 支 店 勘 定 定 金	0
本 支 店 勘 定 定 金	128,553,568	代 理 業 務 勘 定 定 金	358,095
有 形 固 定 資 産	595,987,337	賞 与 引 当 金	30,233,955
建 物	244,191,304	賞 員 賞 引 引 当 金	0
土 地	223,858,022	退 職 給 付 引 当 金	0
一 一 資 産 産 産	0	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	96,891,121
建 設 仮 勘 定 定 金	0	そ の 他 の 引 当 金	10,904,937
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	127,938,011	特 別 法 上 の 引 当 金	0
無 形 固 定 資 産	1,236,458	繰 延 税 金 負 債	7,130,442
ソ フ ト ウ ェ ア	222,036	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	0
の れ ん 産 産	0	債 務 債 権 証 計	32,835,870
リ ー ス 資 産 産 産	0	負 純 資 産	86,744,251,319
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,014,422	出 資	18,567,294,441
前 払 年 金 費 用 産 産	0	普 通 出 資 金	8,803,958,887
繰 延 税 金 資 産 産 産	0	優 先 出 資 申 込 証 拠	603,958,887
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	0	資 本 剰 余 金	8,000,000,000
債 務 保 証 見 返 金	32,835,870	資 本 準 備 金	2,955,022,084
貸 倒 引 当 金	△ 1,970,828,598	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,955,022,084
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,712,026,578	利 益 剰 余 金	0
そ の 他 の 引 当 金	0	利 益 準 備 金	7,008,313,470
		利 益 剰 余 金	910,500,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,097,813,470
		特 別 積 立 金	5,000,000,000
		(うち目的積立金)	0
		繰 越 金	0
		未 処 分 剰 余 金	1,097,813,470
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	0
		繰 延 へ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額	0
		負 債 及 び 純 資 産 計	105,311,545,760
		期 中 損 益	11,999,880
合 計	105,323,545,640	合 計	105,323,545,840

コード番号 2095

都道府県名
組合名

日 計 表
(損 益 勘 定)
(平成 28年 5月 日)

損 失		利 益	
損 科 目	金 額	科 目	金 額
預 金 積 金 利 息	7,807,189	貸 出 金 利 息	93,734,207
預 金 利 息	6,444,328	(うち金融機関貸付金利息)	(0)
給付補填備金繰入額	1,362,861	貸 付 金 利 息	93,734,207
譲渡性預金利息	0	手 形 割 引 料	0
借 用 金 利 息	96,876	預 け 金 利 息	31,126,833
借 入 金 利 息	96,876	預 け 預 金 利 息	31,126,833
当 座 借 越 利 息	0	譲 渡 性 預 け 金 利 息	0
再 割 引 料	0	買 入 手 形 利 息	0
売 渡 手 形 利 息	0	コ ー ル ロ ー ン 利 息	0
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	買 現 先 利 息	0
売 現 先 利 息	0	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0
債券貸借取引支払利息	0	有 価 証 券 利 息 配 当 金	60,580,500
コマニシャル・ペーパー利息	0	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	0
金利スワップ支払利息	0	そ の 他 の 受 入 利 息	0
そ の 他 支 払 利 息	0	(うち買入金銭債権利息)	(0)
人 件 費	75,441,314	(うち出資配当金)	(0)
報 酬 ・ 給 料 ・ 手 当	60,147,340	(うち受入雑利息)	(0)
退 職 給 付 費 用	1,015,221	役 務 取 引 等 取 益	7,079,601
社 会 保 険 料 等 費	14,278,753	受 入 為 替 手 数 料	3,308,681
物 件 費	60,563,531	そ の 他 の 受 入 手 数 料	3,770,920
事 務 費	21,385,027	そ の 他 の 役 務 取 引 等 取 益	0
固 定 資 産 費	23,167,466	そ の 他 業 務 取 益	39,480
事 業 費	13,140,785	外 国 為 替 売 買 益	0
人 事 厚 生 費	2,870,253	外 国 通 貨 売 買 益	0
預 金 保 険 料	0	金 売 買 益	0
有 形 固 定 資 産 償 却	0	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0
無 形 固 定 資 産 償 却	0	国 債 等 債 権 売 却 益	0
税	8,038,700	国 債 等 債 権 償 還 益	0
(うち法人税、住民税及び事業税)	(0)	有 価 証 券 貸 付 料	0
役 務 取 引 等 費 用	10,011,802	金 融 派 生 商 品 取 益	0
支 払 為 替 手 数 料	1,913,702	雑 益	39,480
そ の 他 の 支 払 手 数 料	124,956	臨 時 取 益	354,260
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	7,973,144	償 却 債 権 取 立 益	122,000
そ の 他 業 務 費 用	0	株 式 等 売 却 益	0
外 国 為 替 売 買 損	0	金 銭 の 信 託 運 用 益	0
外 国 通 貨 売 買 損	0	そ の 他 の 臨 時 取 益	232,260
金 売 買 損	0	特 別 利 益	0
商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	固 定 資 産 処 分 益	0
国 債 等 債 券 売 却 損	0	負 の の れ ん 発 生 益	0
国 債 等 債 券 償 還 損	0	そ の 他 の 特 別 利 益	0
国 債 等 債 券 償 却 損	0	引 当 金 取 崩 額 等	0
有 価 証 券 借 入 料	0	貸 倒 引 当 金 取 崩 額	0
金 融 派 生 商 品 費 用	0	(うち個別貸倒引当金取崩額)	(0)
雑 損	0	賞 与 引 当 金 取 崩 額	0
臨 時 費 用	54,305	役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額	0
貸 出 金 償 却	0	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 取 崩 額	0
株 式 等 売 却 損	0	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	0
株 式 等 償 却 損	0	そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額	0
金 銭 の 信 託 運 用 損	0	目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	0
そ の 他 資 産 償 却	0	そ の 他	0
退 職 給 付 費 用 (臨 時 分)	0	法 人 税 等 調 整 額	0
そ の 他 の 臨 時 費 用	54,305	利 益 計	192,914,881
特 別 損 失	1		
固 定 資 産 処 分 損	1		
減 損 損 失	0		
そ の 他 の 特 別 損 失	0		
引 当 金 繰 入 額 等	0		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0		
(うち個別貸倒引当金繰入額)	(0)		
賞 与 引 当 金 繰 入 額	0		
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	0		
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入 額	0		
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	0		
そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額	0		
そ の 他	0		
法 人 税 等 調 整 額	0		
損 失 計	162,013,718		
期 中 損 益	30,901,163		
合 計	192,914,881		

店舗内現金自動設備	11店	12台
(うちCD)	0店	0台
(うちATM)	11店	12台
店舗外現金自動設備	0店	0台
(うちCD)	0店	0台
(うちATM)	0店	0台